

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第101回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和元年12月24日（火）9時30分～10時04分
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、三友 仁志（部会長代理）、大谷 和子、
藤井 威生、山下 東子、吉田 裕美子

（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

関口 博正

（以上1名）

（3）総務省

竹村総合通信基盤局電気通信事業部長、今川総務課長、
大村料金サービス課長、中村料金サービス課企画官

（4）審議会事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

答申事項

第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について

【諮問第3123号】

開 会

○川濱部会長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第101回を開催いたします。

本日部会には、委員6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

本日の議題は、答申事項1件でございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

議 題

(1) 答申事項

ア 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について【諮問第3123号】

○川濱部会長　それでは、諮問第3123号「第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について」審議いたします。

本件は、本年9月27日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、総務省において、9月28日から10月28日までの間、意見招請を行い、その結果を公表するとともに、10月31日から11月13日までの間、2回目の意見招請を実施しました。

それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の主査である相田専門委員が所用によりご出席が難しいとのことでしたので、関口専門委員より、委員会での検討結果についてご報告いただきます。

それでは、関口専門委員、よろしく願いいたします。

○関口専門委員　おはようございます。ただいま川濱部会長からご紹介がありましたように、相田主査がご所用のため、私から説明をさせていただきます。

資料101-1をご覧くださいと思います。本件は、移動電気通信市場における公正競争の確保に向け、第二種指定電気通信設備制度における接続料の算定方法に合理的な将来予測に基づく算定方法である将来原価方式を導入するため、必要な制度整備を行うための接続料規則の一部改正案でございます。

本改正案につきましては、接続委員会の調査事項である第二種指定電気通信設備との

接続にかかわる事項であるため、総務省において、9月28日から10月28日を第1回、そして、10月31日から11月13日を再意見募集とする2回にわたる意見募集を実施いたしました。寄せられた意見を踏まえ、12月3日に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方につきまして検討を行い、当委員会の考え方の整理を行いました。

当委員会といたしましては、1ページにあります報告書の1に示しましたとおり、「本件、第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる」との報告をさせていただきます。提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、2ページ以降に取りまとめております。その具体的な内容につきましては、改正概要とともに、総務省よりご説明いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○中村料金サービス課企画官　それでは、説明をいたしたいと思います。改正概要について簡潔にご説明をさせていただいた後、提出された意見及びそれに対する考え方についてご説明させていただきたいと思います。

下の番号で25ページ目をお開きいただければと思います。改正概要のところでございますけれども、第二種指定電気通信設備制度では、実績原価方式というものが採用されておりますけれども、接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、最終的な支払い額が当年度末や翌年度末まで確定しないことから、MVNOにおいて予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じているといった指摘に対応いたしまして、データ伝送交換機能について、令和2年度に適用される接続料から将来原価方式により算定することとし、所要の規定整備を行うといったものが改正概要という形で行いました。

それでは、お手元の資料の下の番号で3ページ目から提出された意見及びそれに対する考え方がありますので、それに基づいてご説明させていただきたいと思います。

まず、意見1-1は、一般社団法人テレコムサービス協会からの意見でございますけれども、第二種指定電気通信設備制度における将来原価方式の導入は、MVNOの事業運営上、大きなウェイトを占める接続料に関し、MVNOにおける予見性の向上等が大いに期待でき、ひいてはモバイル市場の健全な競争環境の確保に資するもの、速やかに本案にて省令等が改正されることを希望との意見でございました。また、運用開始後も、審議会等での検証や生じた課題に対する検討等を継続的に、また、可能な限りオープン

に実施いただきながら、適宜必要な見直しを行っていただくようお願いという意見でございました。これに対しては、賛同のご意見として承りますとしてございます。また、速やかに省令等を改正すべきとのご指摘については、所要の手続を速やかに進めることが適当としております。また、検証を継続的に、また、可能な限りオープンに実施すべき等とのご指摘については、総務省において、予測値の算定方法を毎年度、継続的に検証する等の取り組みを着実に実施していくことが適当としてございます。

意見1-2については、オプテージからのご意見でございますけれども、賛同のご意見でございましたので、賛同の意見として承りますとしてございます。

4ページ目にお進みいただいて、意見1-3は、NTTドコモからのご意見でございますけれども、将来原価方式を導入するに当たっては、実際にかかった費用を全額回収するという現行ルールの考え方を逸脱しないことを大前提としつつ、事業者の過度な負担とならない制度としていただきたいとのご意見でございます。これに対しては再意見が出されておまして、KDDIからのご意見でございますけれども、実際に適用することのない2年度先、3年度先の予測値の算定を不要とするなど、事業者の過度な負担とならない制度としていただきたいとのご意見でございました。これに対しましては、考え方のところでございますけれども、費用を全額回収できるようにすべきとのご指摘については、最終的には、実績値により算定された接続料により精算することとしていきますとしてございます。さらに、事業者の過度な負担とならない制度とすべきとのご指摘については、具体的な予測値の算定方法については、まずは、二種指定事業者の判断に委ねることとする等の措置が講じられているものと承知してございます。さらに、複数年度の将来予測は不要である旨のご指摘については、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、将来原価方式による接続料の算定期間を3年とすることが適当としてございます。

次に、意見2-(1)-1でございますけれども、こちらはインターネットイニシアティブからのご意見でございました。5G接続料のMVNOへの賦課にかかる考え方について議論が尽くされ、また、MVNOに十分な情報開示がなされることを要望とのご意見でございました。これに対しましては、考え方のところでございますけれども、5G導入当初における接続料について議論を尽くすべきとのご指摘については、総務省「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において、当該接続料の算定方法について検討がなされているものと承知としてございます。

5 ページ目にお進みいただいて、意見 2- (2) - 1、2- (2) - 2、2- (2) - 3 は賛同のご意見でございましたので、賛同のご意見として承りますとしてさせていただきます。

6 ページ目にお進みください。意見 2- (2) - 4 については、複数年度の将来予測に関する先ほどのご意見と同様でございましたので、考え方も同様の形になってございます。

7 ページ目にお進みください。意見 2- (3) - 1 は、インターネットイニシアティブからのご意見でございますけれども、将来原価方式により算定する接続料の対象について、データ伝送交換機能のうち、回線容量単位接続料と回線数単位接続料の 2 つとすることに賛同のご意見でございました。

下の意見 2- (3) - 2 もほぼ同様のご意見でございますが、賛同のご意見として承りますとしてさせていただきます。

意見 2- (3) - 3 については、KDDI からのご意見でございました。データ伝送交換機能のうちの回線管理に係る接続料については、将来原価方式による接続料算定になじまないのご意見でございました。これに対しては、再意見 2- (3) - 3 として、ソフトバンク、Wireless City Planning からもご意見が提出されてございます。これに対しましては、考え方 2- (3) - 3 のところでございますけれども、回線管理に係る接続料は将来原価方式になじまないのご指摘については、特に取り扱うトラヒックの少ない MVNO にとっては重要なコスト指標であって、その予見性が高まることは、事業運営上、有益と考えられ、将来原価方式による算定の対象とすることが適当としてございます。

それから、8 ページ目ですけれども、3- 1 から 3- 5 は、今般の制度改正には直接的に関係のないご意見でございましたので、今後の検討の参考とさせていただきますとしてさせていただきます。

再意見 3- 6、12 ページでございますけれども、こちらは日本放送協会に関するご意見でございましたので、担当部署に適切に情報提供がなされることが適当としてございます。

13 ページ以降は、諮問事項以外の改正規程に対する意見及びその考え方ですけれども、こちらについてもご説明させていただきたいと思っております。

14 ページ目にお進みください。意見 4- 1、一般社団法人テレコムサービス協会か

らのご意見でございまして、こちらは意見4-2と意見4-3も同様のご意見でございますが、接続料の届出時期に関し、改正案のとおり、精算接続料は事業年度経過後9月以内、12月末まで、予測接続料は事業年度経過後11月以内、2月末までとし、電気通信事業法施行規則において明確に期限を規定することに賛同とのご意見でございました。これに対しましては、賛同のご意見として承りますとしています。

次のページ、15ページ目にお進みいただいて、意見4-4、KDDIからのご意見でございますけれども、届出期限については、努力目標という位置づけにとどめ、柔軟な運用がされるべきとのご意見でございました。こちらに対しては、再意見4-4として、ソフトバンク、Wireless City Planningからも意見に賛同しますとのご意見が来ております。これに対しましては、考え方4-4でございますけれども、届出時期については努力目標とすべきとご指摘については、従来、年度末となっている接続料の算定期間について、MVNOの予見性を確保し、公正競争を確保する観点から、確実に早期化することが適当としてございます。

意見5-1については、一般社団法人テレコムサービス協会からのご意見でございますが、開示の請求があった者に開示する情報に、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率、予測値の具体的な算定方法を追加し、また、需要の対前年度比について、毎事業年度経過後6月以内に更新するよう改めることに賛同、開示いただく情報については、今回の措置の趣旨、目的に鑑み、できる限り具体的な記載、粒度の細かい数値であることが望まれますとのご意見でございました。これに対しましては、賛同のご意見として承りますとした上で、開示される情報について、できる限り具体的な記載とすべきとご指摘については、総務省において、情報開示の状況を注視していくことが適当としてございます。

意見5-2は、意見5-1とほぼ同様のご意見でございましたので、同様の考え方としてございます。

17ページ目にお進みください。意見6-(1)-1は、一般社団法人テレコムサービス協会からのご意見でございますが、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインを改正し、予測値の算定の考え方、予測値の算定方法の検証、予測と実績の乖離の理由に係る情報提供に関する事項を規定することについて賛同、予測と実績の乖離の理由に係る情報提供に関して、MVNOからの要望等に対し、二種指定事業者が適時適切に対応しているか等について、総務省においても注視していただ

くことを要望とのご意見でございました。これに対しましては、考え方6－(1)－1として、賛同のご意見として承りますとした上で、総務省において注視すべきのご指摘については、ご指摘のとおり、総務省において、今後の情報提供の状況を注視していくことが適当としてございます。

意見6－(2)－1につきましては、オプテージからのご意見でございました。ガイドライン改正案のとおり、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映することに賛同とのご意見でございました。これに対しましては、考え方6－(2)－1として、賛同のご意見として承りますとしてございます。

意見6－(2)－2は、意見6－(2)－1とほぼ同様のご意見でございましたので、次に進ませていただきます。

意見6－(2)－3につきましては、KDDIからのご意見でございまして、予測値の考え方として、接続料算定に適切に反映することが望ましいとされている、算定時点において判明している接続料に影響を与え得る要素として、加速償却、除却、減価償却方法の変更等、会計方針及び会計基準の変更等が例示されておりますが、インサイダー情報となり得る極めて秘匿性の高い情報については、可能な範囲で対応するとのご意見でございました。これに対しましては、再意見6－(2)－3として、ソフトバンク、Wireless City Planningからも同様のご意見が来ております。これに対しましては、考え方6－(2)－3といたしまして、予測値の算定に当たっては、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められると考えます。なお、MVNOからの求めに応じ、具体的な予測値の算定方法の情報開示を実施する場合における情報の取り扱いについては、二種指定事業者において適切に判断するものと考えますが、改正の趣旨も踏まえ、合理的な根拠があるものに限り非開示とすべきとしてございます。

意見6－(3)－1につきましては、KDDIからのご意見でございしますが、MVNOへの情報提供に際しては、情報の目的外利用の禁止について、ルールの明確化が必要とのご意見でございました。これに対しましては、情報の目的外利用の禁止については、モバイル研究会において検討が実施されており、引き続き、同研究会において適切に検討されるものとしてございます。

意見6－(3)－2につきましては、意見6－(1)－1、意見6－(3)－3とほ

ば同様のご意見でございましたので、意見6－(4)－1に進ませていただきます。

意見6－(4)－1は、インターネットイニシアティブからのご意見でございますが、ガイドライン改定案に賛同、予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を継続的に行うことが適当とのご意見でございまして、これに対しましては、賛同のご意見として承りますとしてございます。

意見6－(4)－2は、オプテージからのご意見でございました。一種指定制度における予測値の算定方法については、これまで審議会での検証や算定根拠の公表による意見募集等が何年もかけ繰り返し行われ、その適正性が向上してきた実績があることから、二種指定制度においても一種指定制度を参考に検証が行われる等により、算定方法の適正性が向上していくことを期待とのご意見でございました。これに対しましては、再意見6－(4)－2として、KDDIから、二種指定事業者の算定根拠等の情報の取り扱いには慎重にご対応いただきたいとのご意見が来ております。これに対しましては、今後、審議会への報告等を通じて、継続的に検証を行い、適正性を高めるための所要の取り組みを行っていくことが適当とした上で、二種指定事業者の算定根拠等の情報の取り扱いについては、総務省において、引き続き適切に取り扱っていくことが適当としてございます。

意見6－(4)－3につきましては、NTTドコモからのご意見でございました。将来原価方式を用いた算定の方法については、事業者の過度な負担とならない簡易な予測方法とすることが適当、総務省において算定方法の検証を行う場合には、乖離が生じたことのみをもって直ちに問題であるとの判断をされることのないよう、十分に留意をいただくことが必要、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要との点についても、事業者間での単純比較等による検証の結果による見直しを拙速に求めることのないよう、慎重な検討が必要とのご意見でございました。これに対しましては、再意見6－(4)－3として、ソフトバンク、Wireless City Planning、KDDIから同様のご意見が来ているとともに、この後、意見6－(4)－4、6－(4)－5と続きますが、こちらについても意見6－(4)－3とほぼ同様のご意見でございました。これに対しましては、考え方6－(4)－3として、予測値の算定方法について、過度な負担にならないものとすべきとのご指摘については、接続料研究会第三次報告書を踏まえ、まずは、具体的な算定方法について、二種指定事業者の判断に委ねることとするとしております。さらに、検証を受けた拙速な算定方法の見直

しは避けるべきとのご指摘については、同報告書において指摘されているとおり、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることが求められるとした上で、今後、総務省による審議会への報告等を通じて、予測値の算定方法について継続的に検証を行い、適正性を高めるための所要の取り組みを行っていくことが適当としてございます。

部会長、以上でございます。何とぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川濱部会長　ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問ございませんでしょうか。大谷委員、お願いします。

○大谷委員　ありがとうございます。いよいよ将来原価方式というのが導入されることになりまして、MVNOの皆さんにとってのビジネスモデルの構築の仕方について、選択肢が広がっていくことも考えられますので、かなり道筋がついてきたと今回の意見の分析を見ても感じているところです。

1点だけ質問させていただきたいのですが、今の資料で申し上げますと、18ページの意見6－(2)－3で、予測値算定の考え方として、接続料に影響を与え得る要素として、会計方針、会計基準の変更などについて言及されているところですが、これについての考え方のところで、合理的な根拠があるものに限り非開示とすべきと述べられているのですが、インサイダー情報となる場合には、非開示とすることに合理的な根拠があると認めるものなのか、それともインサイダー情報であっても、それを受け取る者に対してはインサイダー情報に相当するものなので、本来、非開示が相当だけれども、目的外利用等を禁止した上で開示し、そうすると、受け取った側はインサイダーになりますので、つまり株式等の売買はもちろんできない、投資につながる行動はできないものだと思うのですが、これは非開示という選択をしてよいという考え方なのか、それとも一定の方法をとって、目的外利用を禁止することができれば開示すべきと受けとめるべきなのか、実際の運用のイメージについて、接続委員会のところではどんなイメージを持たれているか教えていただければと思います。

○関口専門委員　今の委員からのご質問については、ピンポイントで今の議論は厳密にはしていないのですけれども、既に固定市場の世界でもこの件に該当するようなケースというのは多々生じておりまして、今までの経験上は、株価に影響があることについては非開示とする形にしておりますので、前段というのでしょうか、インサイダー情報に該当することをもって非開示とするという運用をしてきたのが今までの実績だと理

解していますので、同じような運用でここは通せるだろうと考えております。

○大谷委員 なるほど。

○関口専門委員 事務方から何か補足していただけますか。

○中村料金サービス課企画官 関口先生のおっしゃられたとおりでございますけれども、1点だけつけ加えさせていただくとするならば、二種指定事業者の方で、何でもかんでもインサイダー情報だという形で開示を拒むということがあってはならないと考えてございます。ですので、ここら辺は多分、具体的な事例に即して判断する必要があるかと思っておりますけれども、合理的な根拠をまずは示していただいて、その合理的な根拠に基づいて、これが開示とすることが適当なのか、非開示とすることが適当なのかということ判断していく形になろうかと思っております。

○大谷委員 ご説明ありがとうございます。モバイルと固定を異なる運用にする根拠はないと思いますが、事務方からの補足説明にありましたように、本当の意味でこれはインサイダー情報に該当するのかといったところの根拠づけというのは、個々の情報によって異なってくると思っておりますので、実際の事業者があまり迷わないで済むような、ご相談などを受けたときに対応できる体制をとられるようお願いしたいと思います。

以上です。

○川濱部会長 ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。どうぞ。

○三友部会長代理 三友です、ご説明ありがとうございます。将来原価の期間を3年という長さに決めたと思うのですが、何年がよいかというのはいろいろ議論があったのだろうと思います。相応の合理性をもって3年というものが決められたと理解しておりますが、根拠となる算定において、いただいた資料の28ページに3つの予測値がございます。それはすなわち原価、利潤、そして需要であります。それぞれにおいて言葉の上で「合理的な将来予測」というのがございます。実はこの原価、利潤、需要それぞれにおいて合理的なというのは、統一的な意味で合理性が設定されるのか、それともそれぞれの項目においての何らかの別の基準が合理性を図るのか、合理的という言葉の意味が非常に曖昧に使われているようにも感じます。この辺はもう少し具体的に何が合理的なのか、どういう状況において合理性が保たれるのかということは、できればこういう資料の中で説明があってもよいのではないかなと感じました。その辺、もし追加のご説明があればお願いをしたいところです。

○関口専門委員　今の三友部会長代理からのご質問ですけれども、実は固定系の場合には、NTT東西という東西それぞれ1社ずつに限定されていて、方式が1つに限定されているわけですが、モバイルの場合には、現在、潜在的というか、活動しているかよくわからないのですが、3社プラス1と言うべきなのかもしれませんが、それぞれの会社によって具体的な費目の管理等については、ばらつきがあるのが実態です。ですから、将来予測についても各社の自主的な判断をある程度受けざるを得ないというところでもありますので、この合理的な将来予測の個々の判断については各社に委ねているというのが、まだスタートはしておりませんが、現状での委ね方だと理解しております。

ですから、例えば利潤についても、既にベータ値の算定等で計算式の統一を図る等の共有化を一部実現しておりますけれども、具体的な結果についても各社の計算に委ねているという、各社によってのばらつきが現実には生じております。そこを画一的に1つのルールで固めるという作業が、まだモバイルの場合には寡占状態であるという現状認識をして行っておりませんので、その分だけ合理的な予測の幅というのは出てくると思います。これは原価、利潤、需要それぞれについて違うということですから、それぞれに合理的な将来予測というところがしつこくついて回るということになっていると理解しております。こんな説明で何とかなりますでしょうか。少し補足をお願いします。

○中村料金サービス課企画官　三友先生からお叱りをいただきまして、そのとおりでなと思っております、合理的という言葉はなかなかわかりにくい言葉だと反省しておりますが、合理的という言葉をおそらく訓読みすると、理にかなったということだと承知しております、そもそも将来原価方式の元来の目的というのは、MNOとMVNO間の公正競争の確保であると。MNOは、おそらく将来的な投資であったり、そういったものを見越して、原価であったり、利潤であったり、需要について予測を行いながら事業運営をしているわけでございます。将来原価は、MVNOにおいてはそれが図られないという状況のものを何とか解決しようということで導入するものでございます。そういった目的から考えますと、合理的な将来予測というのは、MNOが予測しているのと同じような形という理にかなった形で、将来予測をして、その上でそれを原価、需要、利潤に反映していくものなのかなと承知してございます。

ですので、合理的というのは、MNOが、二種指定事業者が将来予測するに当たって用いている要素というものを、きちんと反映した形で将来予測をするという形なのかなと承知しているところでございます。

○三友部会長代理　　ありがとうございます。別に私、叱っているわけではありませんので、全体の趣旨としては賛成だと私は思っているのですけれども、やはり曖昧な表現が使われると、そこに恣意性が出てきますので、固定と違ってモバイルの場合は非常に難しいのはわかっておりますけれども、そういう状況の中で、こういう形で、なるべく競争を促進するような方向で政策がとられるわけですから、ぜひ実効性のある形で政策がとられることを望みますので、そういう意味で合理的なというのが、都合のいい解釈にならないような形にさせていただくことが重要かなというご指摘でございます。よろしくお願いたします。

○川瀨部会長　　他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

よろしければ、諮問第3123号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川瀨部会長　　それでは、案のとおり答申することといたします。

○川瀨部会長　　以上で本日の審議は終了いたします。委員の皆様から何かございませんでしょうか。

では、事務局から何かございますでしょうか。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐　　次回の事業部会につきましては、委員の皆様宛てに別途ご連絡を差し上げます。よろしくお願いたします。

以上です。

○川瀨部会長　　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。本日は朝早くからどうもありがとうございました。

閉　　会